

令和 6 年 3 月 2 1 日
教育委員会教育企画課

「湯来地域における小中一貫教育校開校準備会議（仮称）」の設置について（案）

1 設置目的

「湯来地域における小中一貫教育校設置検討会議」における地域の意向を踏まえ、本市教育委員会が取りまとめた「湯来地域における小中一貫教育校に係る基本構想」に基づき、開校に向けた準備を進めていくため、必要な協議事項について、関係する保護者、地域住民、学校関係者及び教育委員会等で意見調整を行う。

2 設置に当たっての考え方

小中一貫教育校の開校に向けた準備を進めていくに当たっては、本市が主体となり、保護者や地域住民、学校関係者等と意見調整を行いながら、様々な事項について、より具体的な検討を行う必要があり、また、現在の各小・中学校での取組を引き継ぐなど、各校との密接な連携が必要になる。

このため、会議の構成員は、各小・中学校の学校運営協議会の委員から選出し、それに校長や未就学児の保護者が加わることが望ましい。

また、検討事項が多岐にわたるため、協議の内容に応じて個別の会議（部会）を設けた上で、各部会を中心に具体的な検討を進め、全構成員が参加する会議（全体会）において、情報共有や必要な協議を行う形が適当であると考えます。

3 構成員及び協議事項

(1) 全体会

全体会の構成員は、下表のとおりとする。適宜（概ね年間3回程度）開催し、各部会等での検討状況等について情報共有するとともに、必要に応じて意見調整のための協議を行う。

構 成 員	人 数
保護者委員	各校・園1名程度（計8名程度）
地域委員	各校1～2名程度（計4～8名程度）
湯来地域の各小・中学校の校長	各校1名（計4名）

※ 保護者委員、地域委員は、各小・中学校の学校運営協議会の委員及び各保育園・幼稚園の保護者から選出する。

ただし、令和6年度から合同の学校運営協議会となる湯来中学校及び湯来東小学校においては、湯来中学校、現湯来東小学校区及び現湯来西小学校区から保護者委員各1名程度、現湯来東小学校区及び現湯来西小学校区から地域委員各1～2名程度を選出する。

なお、年度が替わった際などにおいては、必要に応じて構成員を変更する。

(2) 部 会

各部会の構成員は、協議の内容に応じて、全体会の構成員の中から選定する。

協議事項は、以下のものが想定される（複数の事項を1つの部会で協議することも可能）。

- ・ 校名に関する事
- ・ 校章・校歌に関する事
- ・ 学校教育活動に関する事
- ・ 基準服等の学校生活に関する事
- ・ 通学に関する事
- ・ 各小・中学校の閉校式、小中一貫教育校の開校式に関する事
- ・ 学校の施設整備に関する事
- ・ 放課後の居場所づくりに関する事
- ・ 跡地・跡施設の活用策に関する事 など